

阿倍野区民センター使用料還付にかかるお知らせ（再周知） （新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる取扱い）

日頃より阿倍野区民センターをご利用いただき、ありがとうございます。
当センターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、
先日、通知いたしました**施設利用を取消された場合の全額還付を行う、
還付期間及び還付対応の方法が変わりました。**

〈利用期間の対象〉 2020年2月21日（金）～ 2020年5月22日（金）

今後の還付対象等につきましては、阿倍野区民センターまで

（ 電話番号：06-4398-9877 ）ご連絡をお願いいたします。

- ※1 利用日を過ぎてから中止のご連絡をいただいた場合は、還付できかねますので
ご注意ください。中止を決定された場合は、お早めにご連絡いただきますよう
お願いいたします。
- ※2 大阪市主催行事については、一定時間、閉鎖性の高い場所にとどまり、参加者
間での距離、接触程度が高く、不特定多数の参加者がある場合などを考慮して
判断することとしています。

【還付方法について】

- ① 還付を申請する場合は、阿倍野区民センターが発行した使用許可書と
印鑑をご持参ください。
- ② 代表者が申請者以外の方が還付申請をされる場合は、委任状が必要となります。
- ③ 窓口にて現金払いをいたします。

持ち物	代表者又は、申請者の場合 ・ 区役所附設会館使用許可書 ・ 印鑑（シャチハタ 可）
	代表者、申請者以外の方が還付請求される場合 ・ 区役所附設会館使用許可書 ・ 委任状 ・ 代表者又は、申請者の印鑑（シャチハタ 不可）